

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年八月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三郷市高州一丁目一六〇番地		区 間
一〇・三一〇 一〇・三二一	八・九六〇 九・一四〇	敷地の幅員 (メートル)
二・〇四		(延長 メートル)
		備 考